

永平寺町森林整備計画書

(案)

自 令和 8 年 4 月 1 日

計画期間

至 令和 18 年 3 月 31 日

令和 8 年 3 月

福井県
永平寺町

目 次

I 森林の整備に関する基本的な事項	1
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)	9
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	10
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準に関する事項	15
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	17
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	

3 その他必要な事項

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項·····21

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
- 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項·····22

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針
- 5 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項·····23

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項·····27

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項·····29

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項………30

- 1 森林病害虫等の駆除又は予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項……………32

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項……………33

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 その他必要な事項

I 森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

(1)現状

本町は、福井県の北部に位置し、東は白山連邦を望む勝山市に接し、北は坂井市、西は福井市に接する3市に囲まれた地域である。地域の中央を福井県最大の河川、九頭竜川が流れ、九頭竜川が形成する平坦地に居住地の中心や田園が展開し、白山連峰等山々を望見する優れた位置特性を有しており、九頭竜川に沿って町の骨格となる東西に国道416号が横断し南北に国道364号が通っている。また本町には福井大学医学部や、福井県立大学など、学術研究機関が立地し、また大本山永平寺や吉峰寺、手操ヶ城山古墳など歴史的文化資源が集積し、福井県の文化、学術の中心となっている。

本町の総面積は9,443haであり、森林に恵まれており、森林面積は6,824haで、総面積の72%を占めている。森林のほとんどが民有林で、そのうちスギを中心とした人工林の面積は、3,102haであり人工林率45%である。

平成18年2月に吉田郡3町村(松岡町、永平寺町、上志比村)が合併し、これにより、今まで以上の林業に対する住民の期待に応えられるよう広域的な観点に立ちこの森林整備計画を立ち上げ適正に実施していくことが必要と考えられる。

近年、森林・林業に対する消費者のニーズは、木材の供給、水資源のかん養地域環境の保全等多様化してきている。

また、山村の過疎化、外材輸入の増大、国産材価格の低迷なども要因となって林業に対する経営意欲が減退してきている現状にあり、それに加え、林業従事者の減少・高齢化が急速に進行しており、林業従事者も他産業に比較して作業環境が厳しく、福利厚生活動も不十分であるため、若年新規就労者の確保が非常に難しく、近い将来、長年培われてきた森林資源を適正に管理していくことや永続的な林業生産活動が憂慮される状況にある。

(2)課題

本町の森林資源は充実し、スギを中心とした人工林のうち、林齡が50年を超える森林は2,489haとなっており、人工林の80%がこれに該当する。これらは、本格的な伐採時期を迎えており、資源の有効活用の観点から積極的な木材利用が求められる。

今後は、計画的な伐採や再造林等による適切な更新を図り、齢級構成を平準化することにより、持続可能な森林経営に取り組むこととしている。

特に、森林所有者の高齢化、不在化が進む中で、森林の公益的機能の維持・増進を図り、効率的な森林整備を行うため、新たな森林経営管理制度を有効に活用し、森林所有者の特定や森林境界の明確化等を推進する必要がある。

2 森林整備の基本方針

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、水源かん養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能または木材生産機能の各機能の充実と併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、永平寺町内の森林を「水源かん養機能林」「山地災害防止機能林」「生活環境保全機能林」「保健文化機能林」、「木材生産機能林」の5つの区域に区分し、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により、健全な森林資源の維持造成を図るものとする。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

重視すべき機能に応じた適正な森林整備および保全の確保に当たって、森林の有する6つの多面的機能を総合的かつ高度に発揮するうえで、望ましい森林の姿については次のとおりである。

①水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

②山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射しこみ、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

③保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健活動に適した施設が整備されている森林。

④文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林。

⑤生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林。

⑥木材等生産機能

林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、森林の有する各機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する各機能を高度に発揮するため、永平寺町内の森林を「水源かん養機能林」「山地災害防止機能林」「生活環境保全機能林」「保健文化機能林」、「木材生産機能林」の5つの区域に区分し、水源かん養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能に応じた森林の望ましい森林資源の姿に向けた適切な森林の施業や保全を進めることとする。

さらに、森林の公益的機能の発揮を主目的とした「環境保全に適した森林」と、木材の持続的な生産を主目的とした「資源の循環利用に適した森林」に大別することとし、

- a 育成单層林における保育・間伐および主伐・再造林の積極的な推進
- b 人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備
- c 天然性林の適正な保全・管理
- d 保安林制度の適切な運用と山地災害等の防止対策の推進
- e 森林病害虫・野生鳥獣被害の防止対策の推進

などにより、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備および保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業や森林の適正な管理・経営に欠くことのできない施設であり、農山村地域の振興にも資する林道等の整備を計画的に推進し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムの普及および定着を図るとともに、施業の集約化に努めることとする。

(3) 発揮を期待する機能に応じた森林区分ごとの整備および保全の方針

① 水源かん養機能林

ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林および地域の用水源として重要なため池、湧水池および溪流等の周辺に存する森林については、水源かん養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。

具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小および分散を図る。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

ダム等の利水施設上流部等において、水源かん養の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。

② 山地災害防止機能林

山地崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊、その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。

具体的には、災害に強い森林を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、自然条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等に必要な治山施設の設置を推進することを基本とする。

③保健文化機能林

観光的に魅力ある渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡・名勝等の存在する森林、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、保健文化機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとする。

具体的には、町民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図ることや、美的景観の維持・形成に配慮する等の多様な森林整備を推進する。

また、保健・風致の保存等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

④木材生産機能林

町民の生活に不可欠であり、再生可能資源としての重要性が高まりつつある木材等の林産物を、持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

ア 環境保全に適した森林

森林の公益的機能の発揮を主目的とし、その機能を持続的に発揮する森林整備を行っていく。

- ・主として水源かん養、山地災害防止機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林については、高齢級の森林や複層林への誘導、針広混交林化、伐採に伴う裸地面積の縮小および分散等により、適正な整備、保全を図るものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する 森林	(ア)育成複層林	・針葉樹単層林は、群状・帯状の伐採を基本に、状況に応じて択伐や天然力を活用した広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	
	(イ)天然生林	・主として天然力を活用し、状況に応じて更新補助などにより保全・管理	・天然力により機能が確保される森林
	(ウ)育成単層林	・針葉樹単層林は、保育・間伐と伐期の長期化を基本として育成・管理	・緩傾斜な森林

- ・主として生活環境保全、保健文化機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林は、自然環境等の保全および創出を基本とし、適正な整備、保全を図るものとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する	(ア)天然生林	・原生的な自然や貴重な野生生物の生育・生息地である森林、	

森林		すぐれた自然を構成する森林は自然状態での維持を基本として保全・管理	
	(イ)育成複層林	・広葉樹導入による針広混交の複層状態の森林へ誘導	・都市近郊林、里山林等
	(ウ)育成单層林	・針葉樹单層林は景観等への影響を配慮し、育成・管理	・里山等の緩傾斜な森林

イ 資源の循環利用に適した森林

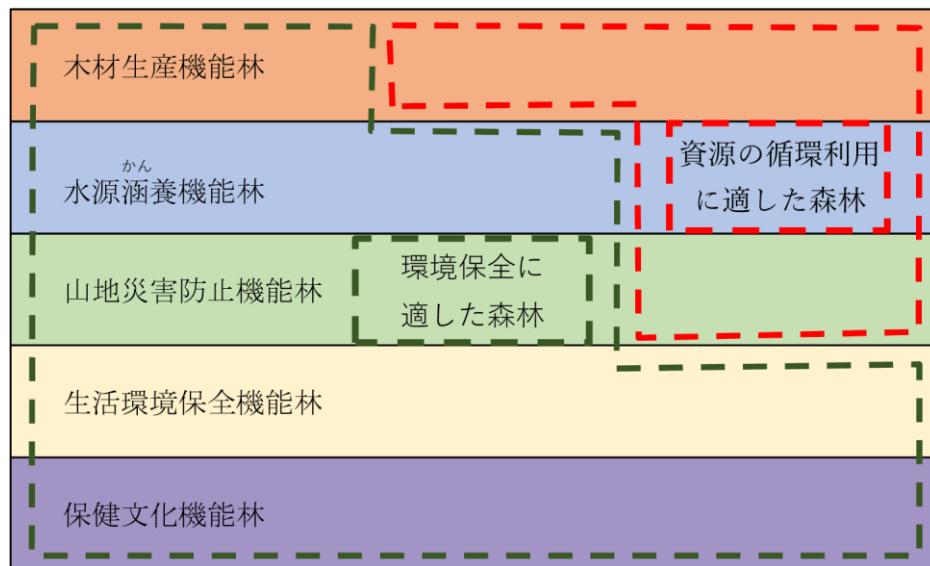
木材の持続的な生産を主目的とし、その機能を持続的に発揮する森林整備を必要に応じて公益的機能の確保に留意しながら行っていく。

- ・主として木材生産機能の発揮を重視し維持向上を図る必要のある森林は、効率的かつ安定的な木材資源の活用を基本とし、適正な整備、保全を図る。この場合、林道等の基盤整備、木材生産コスト、林業経営方針を十分に考慮するものとする。

なお、水源かん養、山地災害防止の公益的機能を発揮していく必要のある森林については、その機能が持続的に発揮されるよう、標高 800m未満、傾斜 30 度未満、林道からの距離 300m未満および普通林または禁伐・択伐の指定がない制限林の条件をすべて満たしていれば、「資源の循環利用に適した森林」とすることとする。

	森林区分	整備の方向	位置条件等
優先する森林	(ア)育成单層林	・高い成長量を有する針葉樹单層林は適切な保育・間伐および多様な伐期による伐採と植栽での確実な更新を図り、单層状態の森林として育成・管理	
	(イ)育成複層林	・針葉樹单層林は群状・帯状の伐採や択伐等により多様な林齡・齡級の林木を有する複層状態の森林へ誘導 ・針葉樹单層林に介在し、継続的な資源利用が見込まれる広葉樹林等は、更新補助などにより複層状態の森林へ誘導	
	(ウ)天然生林	・尾根筋や沢筋、原木生産等の資源利用に適した森林等については、主として天然力を活用し、必要に応じ更新補助などにより適切に保全・管理	・天然力により機能が確保される森林

目指すべき森林の区分と森林機能区分との関係(概念図)



[参考]

育成单層林

森林を構成する林木を皆伐により伐採し、单一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。従来の拡大造林、再造林、萌芽更新により单層状態の森林がこれに相当する。

育成複層林

森林を構成する林木を択伐(抜き伐り)等により部分的に伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として成立させ維持される森林。従来の複層林、育成天然林施業で複層状態の森林の他に、複層状態の針広混交林がこれに相当する。

天然生林

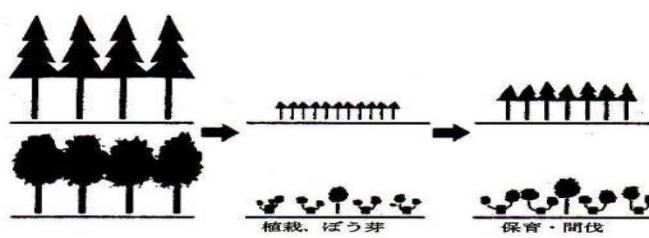
主として天然力を活用することにより成立させ維持される森林。従来の天然林、原生林の他に竹林、未立木地、更新困難地がこれに相当する。

育成林

植栽の有無に係わらず、育成のために人為を積極的に加えていく森林

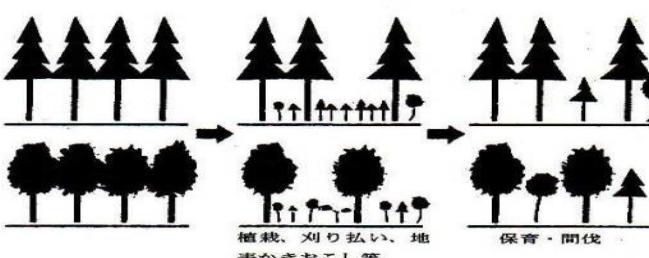
育成単層林

(林木の一定のまとまりを一度に全部伐採)



育成複層林

(伐採等により部分的に伐採)



天然生林

主として天然力の活用により、保全・管理する森林



ウ 人工林における収益性と災害リスクを基にしたゾーニング

森林のうち人工林においては、路網からの距離、地形の傾斜、斜面の崩れやすさ等を基準に収益性と災害リスクの観点からゾーニングを行い、資源の循環利用と環境保全に適した森林整備を推進していく。

- ・収益性が高く災害リスクの低い林業適地では、主伐・再造林施業を図るものとする。
- ・人家裏などの非皆伐施業が適した地域では、小規模・多間伐施業を図るものとする。
- ・収益性の低い林業不適地では、公的整備による針広混交林への誘導など、自然力を活用した施業を図るものとする。

人工林におけるゾーニング(概念図)



*1 森林の所有と経営を分離し、条件の良い森林において効率的な主伐、再造林・保育を行い、収益の向上と適切な再造林を進める循環型の林業。

*2 小規模な道づくり(幅員概ね2.5m以下)と簡易な機械(チェーンソーや小型バックホウ等)により木材生産を行う自立・自営的な林業。山林所有の有無や所有規模に関わらず、他者からの受託も含め森林の経営や管理、施業を自ら行う取組み。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

本町に森林を有する県、町、森林所有者、森林組合等で相互に連絡を密にして、森林施業の共同化、林業従事者の後継者の確保・育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標である立木の標準伐期齢は、次表に示すとおりである。

なお、標準伐期齢は、標準的な立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではない。また、病虫害等の被害地等での伐採や目的とする材の用途により、標準伐期齢に満たない林齡で主伐する場合には、当該森林の自然条件や公益的機能の発揮の必要度、伐採の目的などを勘案して適否を判断することとする。また、成長等の特性に優れた特定苗木などが調達可能となった場合は、その特性に対応した標準伐期齢の設定を検討していくものとする。

単位(伐期齢:年)

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	ブナ ミズナラ	その他広 葉樹	
永平寺町全域	40	45	40	65	25	

<長伐期施業を実施する場合の平均的伐採林齡>

$$\text{長伐期施業の平均的伐採林齡} = (\text{標準伐期齢} \times 2)$$

2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

立木竹の伐採のうち主伐は、更新(伐採跡地(伐採により生じた無立木地)が、再び立木地となること)を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

○皆伐：主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の全てを伐採する方法である。

皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設けて適切な更新を図ることとする。

○択伐：主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適切な林分構成となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、原則として材積伐採率を30%以下(伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下)とし、適切な更新を図る。

主伐に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号)および「伐採作業と造林作業の連携等に関するガイドライン」(令和3年3月31日付け県材第209号)を考慮しながら、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続するこがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとする。

また、林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持増進

並びに渓流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のための必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

3 その他必要な事項

伐採時には、かかり木にならないように安全な伐倒を最優先とし、伐採木を林地に残置する場合には、できる限り片側の枝条を払い、接地させる部分を長くし、土砂止めとして利用できるようにする。

※かかり木とは：伐倒木が残っている立木にひっかかってしまい地面に倒れないこと。

かかり木の処理は非常に危険な作業である。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成单層林として維持する森林において行うこととする。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地適木を基本として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案して、樹種を定めるとともに、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木および特定苗木）の植栽、広葉樹の導入等に努めるものとする。

定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、福井農林総合事務所林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択する。

また、森林所有者等は、植栽するにあたり、将来の森林の利用目的を定め、目的に応じた樹種、植栽本数を選択するとともに、造林用苗木は品種系統の明確な優良苗木を用いることとする。

加えて花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努めることとする。

人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、ケヤキ、クリ、コナラ、ホオノキ、ヤマザクラ	

注)アカマツを植栽する場合は、松くい虫に対する抵抗性のある品種に限るものとする。

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

主要樹種における1ha当たりの植栽本数は、下表の植栽本数を基礎とするものとする。この際、

低密度植栽の推進等の観点から、スギ等については、1ヘクタール当たり 2,000～2,500 本のより低成本な植栽を検討するものとする。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、福井農林総合事務所林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数とする。

樹 種	植栽本数(本／ha)	備 考
ス ギ	2,000～2,500	
ヒノキ	2,000～2,500	

なお、植栽本数の決定に当たり、コンテナ苗の活用等により植栽・保育経費の低成本化を図る場合等ここで示す植栽本数から大幅に異なる場合は、福井農林総合事務所林業普及指導員等と相談の上、目的に応じた適切な本数とするものとする。

イ その他人工造林の方法

①地拵えの方法

地形に合わせ、全刈り筋置き地拵えまたは、雪害防止と地力維持を図るために地拵え(階段切等)を行うものとする。

②植付けの方法

雪害防止と機械下刈りを目的とした長方形植えまたは三角植えとする。また、植付けにあたり、根の乾燥を防ぐとともに、細根を四方に広げた丁寧植えとする。

なお、植付け時期は、10月～11月の秋植えまたは、4月の春植えとし、早春のフェーン現象時は、植付けを避けるものとする。

コンテナ苗についても根鉢の乾燥を避けるよう取り扱うとともに、植栽にあたっては、深植に注意し、根鉢と植穴に土を被せ空隙が生じないように植穴の外周から内側に向けて軽く踏み、根鉢の上面より 1～2 cm程度の高さが植付後の水平面となるように土を寄せておくなど根鉢と土壤を十分に密着することとする。

③その他

木材の持続的な生産を主目的とした資源の循環利用に適した森林についてはコンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するため、人工造林によるものについては、次のとおりとする。

皆 伐	択 伐
伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年を経過する日までの期間	伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壤等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象は、福井県天然更新完了基準(令和4年9月)に例示されている高木性の在来樹種とする。これらと併せてぼう芽更新による更新が可能な樹種を下表に示す。

なお、天然更新の対象樹種は、福井県天然更新完了基準で定められている群状伐採及び帯状伐採による場合においては、同基準に基づき小高木等を含めることができる。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	カシ類、ナラ類、ブナ、カバノキ類、ハンノキ類、サクラ類、タブノキ類、ケヤキ、トチノキ等高木性の広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類、ナラ類、ブナ類、ハンキノ類、サクラ類、タブノキ類、カエデ類等高木性樹種

※福井県天然更新完了基準で定める小高木

科名	樹種名（小高木等）	科名	樹種名（小高木等）	科名	樹種名（小高木等）
アワブキ科	ミヤマハハソ	カバノキ科	オオバヤシャブシ	バラ科	ウシコロシ（別名：カマツカ）
ウコギ科	イモノキ（別名：タカノツメ）	カバノキ科	サクラバハンノキ	バラ科	カマツカ（別名：ウシコロシ）
ウコギ科	タカノツメ（別名：イモノキ）	カバノキ科	ハクサンハンノキ（別名：ヤハズハンノキ）	バラ科	ケカマツカ
ウコギ科	タラノキ	カバノキ科	ミヤマカワラハンノキ	バラ科	ザイフリボク（別名：シデザクラ）
ウルシ科	ヌルデ	カバノキ科	ヤハズハンノキ（別名：ハクサンハンノキ）	バラ科	シデザクラ（別名：ザイフリボク）
ウルシ科	ハゼノキ	クスノキ科	シロダモ	バラ科	シャリンバイ（別名：マルバシャリンバイ）
ウルシ科	ヤマウルシ	グミ科	トウグミ	バラ科	ズミ
エゴノキ科	エゴノキ	クワ科	ヤマグワ	バラ科	ナンキンナナカマド
エゴノキ科	ハクウンボク	スイカズラ科	オオカメノキ（別名：ムシカリ）	バラ科	ビワ
カエデ科	アサノハカエデ	スイカズラ科	ゴマギ	バラ科	マメザクラ
カエデ科	イタヤメイゲツ（別名：コハウチワカエデ）	スイカズラ科	シロバナタニウツギ	バラ科	マルバシャリンバイ（別名：シャリンバイ）
カエデ科	ウリカエデ（別名：メウリノキ）	スイカズラ科	タニウツギ	バラ科	ワタゲカマツカ
カエデ科	ウリハダカエデ	スイカズラ科	マルゴバマギ	マンサク科	アカバナマンサク
カエデ科	オガラバナ（別名：ホザキカエデ）	スイカズラ科	ムシカリ（別名：オオカメノキ）	マンサク科	ウラジロマルバマンサク
カエデ科	コハウチワカエデ（別名：イタヤメイゲツ）	ツツジ科	シロヤシオ	マンサク科	ニシキマンサク
カエデ科	コミネカエデ	ツツジ科	ネジキ	マンサク科	マルバマンサク
カエデ科	チドリノキ	トウダイグサ科	シラキ	マンサク科	マンサク
カエデ科	テツカエデ	ニシキギ科	エゾツリバナ	ミツバウツギ科	ゴンズイ
カエデ科	ナンゴクミネカエデ	ニシキギ科	カントウマユミ	ミツバウツギ科	ミツバウツギ
カエデ科	ヒナウチワカエデ	ニシキギ科	ケニシキギ	ムクロジ科	センダンパンボダイジュ（別名：モクゲンジ）
カエデ科	ホザキカエデ（別名：オガラバナ）	ニシキギ科	コマユミ	ムクロジ科	モクゲンジ（別名：センダンパンボダイジュ）
カエデ科	ミネカエデ	ニシキギ科	ツリバナ	モクセイ科	トウネズミモチ
カエデ科	メウリノキ（別名：ウリカエデ）	ニシキギ科	ニシキギ	モクセイ科	ネズミモチ
カエデ科	ヤマモミジ	ニシキギ科	マユミ	モクレン科	タムシバ

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種の期待成立本数については、下表に示す。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
カシ類、ナラ類、ブナ類、ハンノキ類、サクラ類、タブノキ類、カエデ類	10,000本／ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新にあたっての更新補助作業は、更新を確実なものとするため、次によるものとする。

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積により、天然下種更新が阻害されている箇所については、搔き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	天然稚幼樹の生育がササ等の下層植生によって阻害されている箇所については、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の生長を図るものとする。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所について行うものとし、実施に当たっては、植え付けに支障となる枝条や草本植物等を整理するとともに、適期に更新対象樹種を必要本数分植え付ける。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり3～5本残すものとし、それ以外のものを搔き取る。

ウ その他天然更新の方法

天然更新が完了した状態とは、5年生の天然更新対象樹種の期待成立本数 10,000 本／ha とし、その立木度 3 以上の状態(天然更新すべき立木の本数 3,000 本／ha)とする。

なお、更新が完了していない場合は、植栽または追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新によるものについては、原則として、伐採後おおむね 5 年を超えない期間を目安として定めるものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるのは除くものとする。

ただし、以下のいずれかの要件を満たす伐採であれば、その伐採に係る部分は「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」から除外されたものとする。

・伐採方法が皆伐でない伐採(ただし、誘導伐における帯状皆伐及びそれに準じた方法により実施され、併せて更新補助作業が行われる皆伐については、皆伐でない伐採に相当するものとして扱う)

・伐区ごとの面積が0.1ha以下の皆伐

- ・送電線下の伐採跡地であって、天然更新が確実に見込まれる場合
- ・森林整備事業(造林補助事業)等公的補助事業により、更新補助作業が実施される場合

なお、未立木地が存在する場合や森林の早期回復に対する社会的要請の高い地域は、植栽による更新を積極的に進めるものとする。

- (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
上記(1)の基準に照らし、天然更新が期待できない森林に限る。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

P10の第2の1の(1)に規定した「人工造林の対象樹種」と同一のものとし、その内容を改めて下表により示す。

人工造林の対象樹種

針葉樹	広葉樹	備 考
スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ	ケヤキ、クリ、コナラ、ホオノキ、ヤマザクラ	左記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性の樹種であれば対象とする

イ 天然更新の場合

P11の第2の2の(1)に規定した「天然更新の対象樹種」と同一のものとし、その内容を改めて下表により示す。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	カシ類、ナラ類、ブナ、カバノキ類、ハンノキ類、サクラ類、タブノキ類、ケヤキ、トチノキ等高木性の広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類、ナラ類、ブナ類、ハンキノ類、サクラ類、タブノキ類、カエデ類等高木性樹種

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

- ・期待成立本数 10,000本/ha
- ・更新完了は立木度3の状態(3,000本/ha)

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準に関する事項

1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

立木の生育の促進ならびに林分の健全化及び木材としての利用価値を向上するため、下表の内容を一般的な目安とし、植栽木の生育状況に応じて間伐を実施する。特に、下層植生が消失しているなど過密となっている林分では、間伐を実施するものとする。

また、施業の省力化・効率化の観点から、「環境保全の森」を中心に列状間伐の導入に努めるものとする。

植栽本数を低減した森林においては、地位級や樹冠のうつ閉状況、樹高成長量等を考慮し、目標林型に応じて、必要な間伐を実施するものとする。

なお、間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で間伐率を30%以上にすることが望ましい。

(スギ 2,500 本／ha植栽)

地位	間伐回数	林齡(年)	樹高(m)	間伐率(%)	伐採後の成立本数
上	(自然枯死)				(2,300)
	初回	15	8	10	2,100
	2回目	20	11	14	1,800
	3回目	25	14	17	1,500
	4回目	30	16	27	1,100
	5回目	35	18	27	800
	6回目	45	22	25	600
	(7回目)	60	26	17	500
	(8回目)	80	31	20	400
中	(自然枯死)				(2,000)
	(除伐)	12	5	20	1,650
	1回目	28	11	27	1,200
	2回目	43	16	36	770
	(3回目)	60	21	30	540
	(4回目)	80	24	26	400
下	(自然枯死)				(2,000)
	1回目	28	6	23	1,650
	2回目	43	12	36	1,050
	(3回目)	60	13	30	750
	(4回目)	80	26	26	550

間伐木の選定方法	間伐木の選定は、林分構造の適性化を図るよう形質不良木等を主として、上記の間伐率を目標とする。
----------	--

※()書きは、大径材を生産する場合の高齢級間伐を示す。

※地位の上中下はそれぞれ特Ⅰ等地、Ⅱ等地、Ⅳ等地を示す。

※材積に係る伐採率は35%以下とする。

◆平均的な間伐の実施時期の間隔年数

林分の生育状況により判断するが、次表を参考にして決定する。

標準伐期齢未満(人工植栽に係るもので樹種を問わない)	おおむね10年
標準伐期齢以上(人工植栽に係るもので樹種を問わない)	おおむね15年

2 保育の種類別の標準的な方法

保育種類	樹種	実施すべき標準的な林齡及び回数								標準的な方法	備考
		初回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回		
根踏み	スギ ヒノキ	1年								融雪直後に植栽木(浮き根)の根元に、土をかけて良く踏み固める。	
下刈り	スギ ヒノキ	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年		植栽の翌年から年1回を原則とし、雑草繁茂の著しい所は、2回刈りを実施する。1回刈りは7~8月、2回刈りは1回目6月、2回目8月を標準とする。 また、林齡5年以降の下刈りについては、雑草木や植栽木の生育状況により必要性を検討した上で実施とする。	
雪起し	スギ ヒノキ	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	植栽後2年目から、融雪後直ちに実施する。	
除伐	スギ ヒノキ	9年	13年							植栽後9年目から、間伐までの間に造林木の生育が阻害されている箇所、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は、10月頃を目安とする。	

枝打ち	スギ ヒノキ	13 年	17 年	21 年	25 年	30 年						植栽後13年目から、5回程度実施する。病害虫等の発生を予防するとともに、材の完満度を高め、優良材を得るために行う。実施時期は、樹木の生長休止期の12月下旬～3月上旬頃とする。	
つる切り	スギ ヒノキ	10 年	18 年									下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて行う。実施時期は、8～10月頃を目安とする。	

(注)この標準表は、主たる保育作業の一般的な目安を示したものであり実行にあたっては画一的に行うことなく植栽木の生育状況、現地の実態、自然条件等に即した効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討のうえ適切に実行する。

3 その他必要な事項

除伐、間伐にあっては、山ぎわ地域を重点的に進め、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮および将来の利用価値を勘案して、有用なものは保存し育成するものとする。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法

公益的機能別施業森林等については、森林の有する公益的機能の別に応じて「公益的機能別施業森林」と「木材等生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に区分するものとします。

ただし、各機能が重複する場合は、それぞれの機能の発揮に支障がないような施業方法とともに、その区域が分かるよう明示します。

なお、森林の有する機能別の森林の所在、森林資源の構成、森林に対する社会的要請等を勘案し、公益的機能別施業森林等の区域および公益的機能別施業森林等における施業の方法を定めるものとします。

(1)水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林および地域の用水源とされているため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源かん養機能の評価区分が高い森林など水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。次表の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域については、別表2により定める。

水源の涵養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に機能の発揮の必要のある森林については、長伐期施業をすべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢の2倍以上とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小および分散を図る。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種	
	スギ	ヒノキ
水源かん養機能林 (特に機能の発揮の必要のある森林)	50年 (おおむね80年)	55年 (おおむね90年)

(2) 土地に関する災害の防止機能及び土壤の保全の機能又は保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①及び②の森林など、土地に関する災害の防止機能及び土壤の保全の機能、保健機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業をすべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

② 保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業を推進する。

このため、次の①及び②の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るために森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める旨、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定める。

また、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢のおお

むね2倍以上とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。なお、保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林うち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持または造林のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、これを推進する。

それぞれの森林の区域については、別表2により定める。

- ① 地形の傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帶又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壤等が火山灰地帯等で表土が粗じようで凝集力の極めて弱い土壤から成っている箇所、土層内に異常な滯水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土が薄く乾性な土壤から成っている箇所等の森林等
- ② 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、広葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育目的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林等

長伐期施業を推進すべき森林

長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とし、原則として伐採の時期は標準伐期齢のおおむね2倍の林齢以上の時期とする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施することとするが、立木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐として伐採する。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹種	
	スギ	ヒノキ
山地災害防止機能林、生活環境保全機能林、保健文化機能林のうち、長伐期施業を推進すべき森林	おおむね80年	おおむね90年

2 木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1)区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適當と認められる森林について、木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として別表に定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生するおそれのある森林(制限林も含む)を対象としないよう十分に留意するものとする。

(2)森林施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、適切な造林、保育及び間伐等推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うものとする。

【別表1】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	【概要図参照】	6,160.38 ha
土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能又は保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止、土壤の保全の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	【概要図参照】 3,398.59 ha
	保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	【概要図参照】 764.23 ha
木材の生産機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	【概要図参照】	6,823.58 ha
木材の生産機能の維持増進を図るために林業施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	【別表参照】	623.98 ha

【別表2】

区分	施業の方法	森林の区域(林班)	面積(ha)
水源のかん養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	【概要図参照】	6,160.38 ha
土地に関する災害の防止、土壤の保全の機能、保健機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林	長伐期施業	【概要図参照】	4,162.82 ha
	抾伐以外の方法による複層林施業	—	0 ha
	抾伐による複層林施業	—	0 ha

3 その他必要な事項

水源のかん養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林のうち、特に機能の発揮に必要のある場合については、長伐期施業を推進すべき森林とし、主伐の時期を標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営については、森林所有者等への働きかけ、情報の提供などの普及啓発活動、地域協議会の開催を積極的に行い、意欲ある森林所有者・森林組合・林業事業体への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指す。

その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、航空レーザ計測による情報の提供および開示等、ICT技術を活用した施業やコストを明示した提案型施業の普及および定着を促進する。

2 森林の経営の受託等による森林の経営規模の拡大を促進するための方策

小規模・分散化している施業地をまとめ団地化することにより、スケールメリットを活かした効率的な施業の実施が可能となる。このため、町職員、集落のリーダー、森林施業プランナー、フォレスター等が連携を図り、集落、町など地域単位での合意形成の場をつくり、森林施業の共同化、さらには「森林経営計画制度」などを活用して、小規模・零細な森林所有者から意欲のある森林所有者等に森林経営の推進を促す。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託等を行う場合、長期にわたり森林を経営していく観点からも、伐採作業だけでなく、伐採後の植栽から保育作業まで一連の森林施業を実施、もしくは経営の受託を実施するよう努めなければならない。また、経営の受託にあたっては、施業しない森林についても森林保護に関する巡視活動も実施しなければならない。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

- (1) 森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。
- (2) 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林や植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として本計画に定められ、木材生産や植栽の実施が特に社会的に要請される森林について、経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を優先させる。

5 その他必要な事項

特になし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

施業の共同化を進めるためには、森林所有者の森林管理の重要性に対する認識や林業経営への参画意欲の向上が必要である。森林組合、福井農林総合事務所、本町が地区別説明会等において普及啓発を行っていく。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、次の事項を旨として実施すること。

- ア 共同して森林施業を実施しようとする者(以下「共同施業実施者」という。)全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で又は意欲ある林業事業体等への共同委託により実施すること。
- イ 作業路網その他の施設の維持運営は共同施業実施者の共同により実施すること。
- ウ 共同施業実施者が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

エ 共同施業実施者の合意の下、施業実施協定の締結に努めること。

4 森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理(自然的経済的・社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと)を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林については市町が自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用を促進するものとする。

5 その他必要な事項

森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施の促進を図るものとする。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

第7 作業路網その他森林のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

林道等路網については、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなるものとする。その開設については、森林の整備および保全、木材の生産および流通を効果的かつ効率的に実施するため、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮しつつ推進する。

なお、林道等の整備に当たっては、山ぎわなどの将来にわたり育成单層林として維持する森林などを主体に、効率的な森林施業や木材の大量輸送などへの対応の視点を踏まえて推進していくこととする。

ア 路線の選定および施工

路線の選定に当たっては、風致の維持および文化財の保護等に十分考慮した選定を行うものとする。

また、渓流沿いの林道においては、渓流の洪水水位高を考慮した線形を選定するとともに、渓流等の横断箇所における土砂や流木等の流出による暗渠等の閉塞を回避するための土砂止工等を積極的に採用し、災害に強い路網整備を進めることとする。

イ 自然環境への配慮

路網の施工に当たっては、現地地形に即した線形を採用し切土盛土法面の縮小に努めるとともに、緑化が必要な場合は在来種を適用すること。

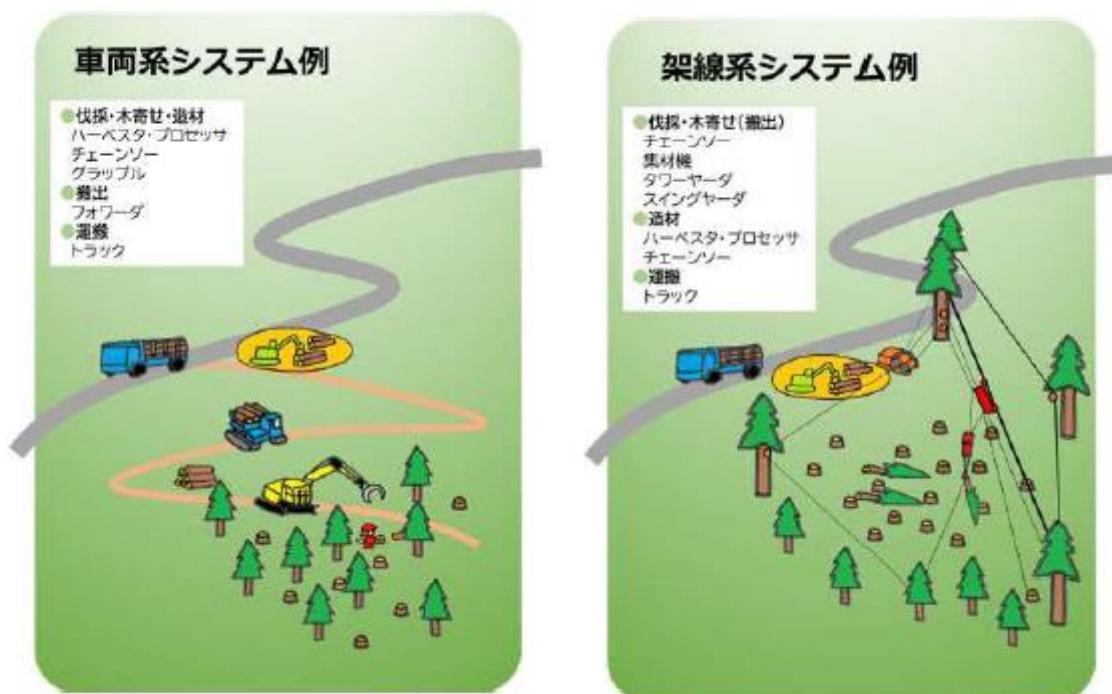
また、間伐材等の利用促進を図るため、丸太伏工等の木製構造物を積極的に取り入れるなど環境に配慮した工法を採用していく。

次表を目安として林道(林業専用道含む)および森林作業道を適切に組み合わせて開設することとする。

地形傾斜に応じた作業システム及び路網密度

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0°~15°)	車両系 作業システム	30~40	75~200	110~250
中傾斜地 (15°~30°)	車両系 作業システム	23~34	60~160	85~200
	架線系 作業システム		0~35	25~75
急傾斜地 (30°~35°)	車両系 作業システム	16~26	45<30>~125	60<50>~150
	架線系 作業システム		5<0>~25	20<15>~50
急峻地 (35°~)	架線系 作業システム	5~15	—	5~15

注:「急傾斜地」のく」書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。



2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網等の整備と森林施業の集約化により低コストの森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を設定し図示する。

3 作業路網の整備及び維持運営に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壤の保全等、適切な規格・構造の路網整備を図ることとし、路網の規格・構造については、「林道規程」又は「林業専用道作設指針」を基本として「福井県林業専用道作設指針」に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

本町に関する基幹路網について、越前地域森林計画に記載されている林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画について、下表に定めるところにより図示する。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成单層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

開設／拡張	種類	(区分)	位置	路 線 名	延長 (箇所数)	利用 区域 面積 (ha)	前半 5カ 年 の 計 画 箇所	対図 番号	備考
拡張(改良)	自動車道	基幹		大 仏 線	(1)	975			
拡張(改良)	自動車道	その他		片 山 線	(1)	45			
拡張(改良)	自動車道	その他		篠尾～上吉野線	(1)	41			
拡張(改良)	自動車道	その他		志 比 堆 線	(1)	47			
拡張(改良)	自動車道	その他		下 吉 野 線	(1)	10			
拡張(改良)	自動車道	その他		平 野 山 線	(1)	35			
拡張(改良)	自動車道	その他		南 熊 谷 線	(1)	43			
拡張(改良)	自動車道	その他		堰 谷 線	(1)	22			
拡張(改良)	自動車道	その他		後 谷 線	(1)	349			
拡張(改良)	自動車道	その他		上浄法寺線	(1)	788			
拡張(改良)	自動車道	その他		幸 当 谷 線	(1)	19			
拡張(改良)	自動車道	その他		諏訪間大谷線	(1)	38			
拡張(改良)	自動車道	その他		谷 口 大 谷 線	(1)	63			
拡張(改良)	自動車道	その他		寺 本 線	(1)	19			
拡張(改良)	自動車道	その他		栃 原 本 線	(1)	215			
拡張(改良)	自動車道	その他		轟 線	(1)	218			
拡張(改良)	自動車道	その他		鳴 鹿 線	(1)	94			
拡張(改良)	自動車道	その他		水 谷 線	(1)	20			
拡張(改良)	自動車道	その他		山～城山線	(1)	248			
拡張(改良)	自動車道	その他		大 杉 谷 線	(1)	56			
拡張(改良)	自動車道	その他		法 寺 岡 線	(1)	14			

開設／拡張	種類	(区分)	位置	路線名	延長 (箇所数)	利用区域面積 (ha)	前半 5カ年 の 計画 箇所	対図 番号	備考
拡張(舗装)	自動車道	その他		市野々大谷線	500	175			
拡張(舗装)	自動車道	その他		下浄法寺線	500	53			
拡張(舗装)	自動車道	その他		竹原本線	600	336			
拡張(舗装)	自動車道	その他		竹原2号線	500	114			
拡張(舗装)	自動車道	その他		市野々大谷線	1,000	175			
拡張(舗装)	自動車道	その他		後谷線	1,800	349			
拡張(舗装)	自動車道	その他		大杉谷線	500	56			
拡張(舗装)	自動車道	その他		釜ヶ淵線	1,000	45			
拡張(舗装)	自動車道	その他		上浄法寺線	1,500	788			
拡張(舗装)	自動車道	その他		幸当谷線	500	19			
拡張(舗装)	自動車道	その他		諏訪間大谷線	600	38			
拡張(舗装)	自動車道	その他		谷口大谷線	500	63			
拡張(舗装)	自動車道	その他		寺本線	800	19			
拡張(舗装)	自動車道	その他		栃原本線	1,250	215			
拡張(舗装)	自動車道	その他		轟線	1,000	218			
拡張(舗装)	自動車道	その他		鳴鹿線	1,500	94			
拡張(舗装)	自動車道	その他		水谷線	400	20			
拡張(舗装)	自動車道	その他		山～城山線	5,000	248			
拡張(舗装)	自動車道	その他		吉波線	500	87			
拡張(舗装)	自動車道	その他		ロクロ谷線	500	44			
拡張(舗装)	自動車道	その他		光明寺線	700	74			
拡張(舗装)	自動車道	その他		法寺岡線	500	14			
拡張(舗装)	自動車道	その他		下浄法寺線	500	53			
拡張(舗装)	自動車道	その他		浅見本線	1,500	196			
拡張(舗装)	自動車道	その他		大谷1号線	700	7			
拡張(舗装)	自動車道	その他		大谷1号支線	300	23			
拡張(舗装)	自動車道	その他		大谷2号線	1,000	100			
拡張(舗装)	自動車道	その他		山王本線	3,500	377			
拡張(舗装)	自動車道	その他		竹原本線	1,500	336			
拡張(舗装)	自動車道	その他		平野山線	600	35			
拡張(舗装)	自動車道	その他		浅見2号線	450	164			

*位置については、概要図にて図示する。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等、適切な規格・構造の路網整備を図ることとし、路網の規格・構造については、「森林作業道作設指針」を基本として「福井県森林作業道作設指針」に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう、適正に管理する。

4 その他必要な事項

特になし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

今後の森林施業の実施に必要な労働力を確保するため、森林組合の作業班を中心に就労条件の整備、労働安全衛生の確保、生活基盤の整備を図り、森林技術者の新規参入また定着化に努める。

森林組合以外の労働力確保のため、町内事業体の経営安定を図り、新規就労者の増加に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

林業生産性の向上および労働強度の軽減を図るため、高性能林業機械及びICT技術の積極的な導入により、作業システムの高度化を図り、作業の合理化および効率化に努めるものとする。

このため、林業事業体への機械作業の普及啓発、林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用化等機械システム化を推進する体制の整備を進めるとともに、機械作業に必要な路網等の施設の整備に努めるものとする。

高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状(参考)	将 来
伐 倒	越前流域 (緩傾斜～急傾斜)	チェーンソー ハーベスター	チェーンソー ハーベスター

造材	越前流域 (緩傾斜～急傾斜)	チェーンソー ハーベスター グラップル	チェーンソー ハーベスター グラップル
集材	越前流域 (緩傾斜～急傾斜)	グラップル フォワーダ ハーベスター	グラップル フォワーダ ハーベスター スイングヤーダ
造林 保育等	地ごしらえ	チェーンソー	チェーンソー
	下刈り	刈払機	刈払機
	枝打ち	のこぎり、なた	のこぎり、なた

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の流通・加工については、製材工場がいずれも小規模経営であり、規模の拡大もあまり望めない現状である。

このため、間伐中心に伐採の計画的実行により、間伐材の安定確保に努めることとする。

林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)		計画		備考
	位置	対図番号	位置	対図番号	
製材所	(上志比地区) 山王	△1			
製材所	(松岡地区) 兼定島	△2			
製材所	(松岡地区) 春日	△3			
製材所	(松岡地区) 春日	△4			
製材所	(松岡地区) 吉野堺	△5			
製材所	(松岡地区) 湯谷	△6			
銀杏加工施設	(松岡地区) 志比堺	△7			

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)及び(2)のとおり定める。

(1)区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータや県の調査等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を別表3に定める。

(2)鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情や地形条件等に応じ単独で又は組み合わせて実施することとする。対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整を図ることとする。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等。

イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施。

別表3

対象鳥獣の種類	森林の区域(林班)	面積(ha)
ニホンジカ	【概要図参照】	2,576.42ha

2 その他必要な事項

鳥獣害防止森林区域内(ニホンジカ)において、人工植栽が計画されている場合は、被害の防止の方法の実施状況について、森林法第10条の8第2項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出や森林所有者等への聞き取り調査又は現地調査等により確認する。(森林経営計画認定森林においては、森林経営計画の認定権者が確認する。)

なお、被害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対し助言・指導等を通じて被害の防止を図ることとする。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

1 森林病害虫等の駆除又は予防の方法

(1) 森林病害虫の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫被害の防止については、被害の実態を的確に把握し、被害の終息に向けた適切な措置を講ずることとする。

①松くい虫被害対策

森林病害虫等防除法に基づく保全すべき松林等において、予防・駆除対策、森林整備を総合的に実施することで、松林の持つ公益的機能の持続的発揮を図る。

<対策対象松林と防除手法>

	松林区分	防除手法	備考
保全松林	高度公益機能森林	特別防除・地上散布・樹幹注入等の予防対策と伐倒駆除等の駆除対策を効果的に実施し、重点的に防除する。	抵抗性マツの植栽は、マツによってのみ更新可能な森林に対し優先的に進める。
	地区保全森林	高度公益機能森林に準じて防除を実施する。	
周辺松林	被害拡大防止森林	高度公益機能森林への被害拡大を防止するため、伐倒駆除等の実施及び感染源の除去による樹種転換を促進する。	
	地区被害拡大防止森林	地区保全森林への被害拡大を防止するため、被害拡大防止森林に準じて防除を実施する。	

②ナラ枯れ被害対策

森林病害虫等防除法に基づき、自然公園等自然景観と一体化した地域・施設周辺などを中心に、予防・駆除対策を講ずることとする。

(2)その他

森林病害虫による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に向け、森林所有者へ森林病害虫に関する情報提供等を行うとともに、県・森林組合等と連携し、的確な被害状況状況の把握に努め、森林病害虫防除の円滑な実行を確保する。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く。)

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図り、森林被害のモニタリングや防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的に推進する。また、野生鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図る。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林巡視や山火事予防の普及啓発等を実施する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

永平寺町内の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある原野等における火入れに關し、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 21 条の許可の手続きにより適正に実施する。

5 その他必要な事項

(1)病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
該当なし

(2)その他

森林内における不法投棄や無許可伐採等の早期発見、春先の林野火災多発期における山火事予防のための巡視を重点的に行う。梅雨、台風による森林被害や林道等の公共施設への被害を早期に発見し、適切な措置を講ずる。

森林所有者が森林の異常を発見した場合には、速やかに対策を講じるものとし、必要な場合には県と連絡を密にし、対応するものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林浴、自然観察、キャンプ等に適した森林として広く利用されるよう、適切な森林施設と施設の整備を一体として推進することとしている保健機能森林の区域として、浄法寺山青少年旅行村等の森林公園の森林を設定する。なお、区域に関しては下表に示す。

保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積(ha)						備考
位置	林班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
松岡	3	21.33	2.49	18.47		0.37		
吉野	18	14.68	1.18	10.80		1.75	0.95	
浄法寺	31外	187.79	73.56	107.93			6.30	
花谷	57	34.01	14.36	19.65				
志比	75外	475.41	210.40	261.07		0.45	3.49	
吉峰	102	31.01	12.25	18.76				
合計		764.23	314.24	436.68		2.57	10.74	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業方法に関する事項

町民が森林レクリエーションの場として活用していくよう、標準伐期齢のおおむね2倍以上まで延長する長伐期施業等を実施するものとする。

森林レクリエーションの場として活用するための保健機能森林の区域内の森林における施業の方法については下表に示す。

保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採	択伐または長伐期施業を原則とする。
造林	伐採後は、速やかに、植栽または更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植栽	植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保育	景観の向上に資するよう必要に応じてササ等の刈り払いを行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健機能施設の整備

保健機能森林の区域内の森林においては、管理施設、標識類、花木植栽、キャンプ場、林間広場、遊歩道およびこれに類する施設等を整備するものとする。その際に留意すべき事項は次表に示す。

森林保健施設の整備の留意事項

留意事項	
1	自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とともに、切土、盛土を最小限とする配置とする。
2	遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配慮するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈り払い等の維持管理を行うこととする。

(2)立木の期待平均樹高

立木の期待平均樹高を下表に示す。

立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高	備 考
スギ	19m	
ヒノキ	15m	
マツ	17m	
ケヤキ・クヌギ	8m	
その他広葉樹	8m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう森林および施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備に努める。

Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1)森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

- ア Ⅱの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ Ⅱの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
- ウ Ⅱの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ Ⅲの森林の保護に関する事項

(2)森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を下表に示す。

区域名	林班	区域面積(ha)
松岡	1~21	902.22
永平寺1	22~50	1,715.62
永平寺2	51~94	2,377.36
上志比	95~128	1,828.38

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林の資源を活用した木材産業は裾野の広い産業と言われ、地域経済の要ともなりうる産業である。このことから、町域の森林資源を有効に活用するため、明確な産地の証明が得られ町産材の流通を図ることに努める。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

町内の施設を有効利用し、都市住民との交流を促進するとともに、地域の活性化を図る。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)		将来		対図番号
	位置	規 模	位置	規 模	
1 (上志比地区) 四季の森	吉峰地区	8.56ha 遊歩道 1.2Km 管理棟 1棟	吉峰地区	10ha 林間広場 1.0ha 展望施設 1式	1
2 (永平寺地区) 手縄ヶ城山 古墳周辺	南地区	東屋 1棟	志比南地区	古墳公園 1式	2
3 (永平寺地区) 四季の森 文化館周辺	南地区		中地区	遊歩道 800m 林間広場 1式	3
4 (永平寺地区) 城山城址周辺	南地区		志比南・中地区	遊歩道 1,200m	4
5 (永平寺地区) 浄法寺山青少年旅行村	志比北地区	管理棟 1棟 バンガロー 5棟 バーベキュウハウス 1棟 キャンプ施設	志比北地区	展望施設 1式 休憩施設 1式	5

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

小・中学生をはじめとする青少年、また一般住民に対して、森林の重要性を体験する研修会等を開催し、同時に森林・林業体験プログラムを組み込むことで、一般住民の森林づくりへの直接参加を推進する。

(2)上下流連携による取組みに関する事項

森林は、灌漑用水、魚餌となるプランクトンへの養分供給源となっており、その恩恵を受けている近辺の農漁業者に対し、森林の荒廃は農漁業者の生活に影響することから、森林体験学習や森林整備に参加を呼びかけ、森林整備の重要性への理解が深まるよう取り組みを図る。

6 その他必要な事項

(1)制限林等の施業に関する事項

保安林その他法令により施業についての制限を受けている森林においては、当該制限に従つて施業を実施することとする。

(2)森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、森林所有者の普及啓発、森林経営意欲の向上に努める。

(3)針広混交林化に関する事項

ア 針広混交林化に関する基本的事項

ダム上流など奥山の水源地域等の環境林において、公益的機能の発揮のため継続的な育成管理が必要なスギ等針葉樹については、天然力を活用した広葉樹の導入等により針広混交林に誘導するものとする。

イ 針広混交林化の方法

針広混交林化にあたっては、針葉樹一斉林を列状、帯状、群状(モザイク状)に伐採し、天然更新を主体とし広葉樹の導入育成を図るものとする。

なお、急傾斜で伐採によりなだれが発生する恐れがある箇所については、帯状、群状(モザイク状)伐採を基本とする。

また、広葉樹の導入にあたっては更新が確実に図られるよう次の事項に留意する。

①事前予測

伐採前に広葉樹の稚樹が侵入しているか、埋土種子があるか、周辺に広葉樹の母樹が存在するかを確認し更新が可能か判断すること。

②更新補助作業

必要に応じ造林技術基準で定める地表掻き起こしを行うこと。

③更新完了基準

伐採後5年以内に福井県天然更新完了基準に基づく更新状況の確認を行い、更新が完了していない場合は、植栽または追加的な更新補助作業を実施し、確実な更新を図ること。

(4)町行造林の整備

本町は、独立行政法人森林総合研究所 森林農地整備センターとの分取造林を含めた造林事業を行っているため、森林組合に保育・間伐等を委託し間伐材の搬出を推進する。

(5)森林売買の監視に係る基本的事項

森林を売買する場合、農地のような売買規制がなく自由な売買が可能となっている。

一方、森林については無秩序な開発等を防止するため、森林法のもとで、伐採規制や開発規制等が施されているが、森林を適切に管理する意思のない者が森林を所有した場合、無断伐採や産業廃棄物不法投棄の受け入れ先、地下水の過剰取水など様々な問題が生じる恐れがある。

このため、特に、生活用水等を供給するダム上流等重要な水源地については、森林の巡視を強化することに加え、森林売買に係る情報を注視するなど監視の強化に努めるものとする。